

令和 7 年度随意契約一覧表【総務部】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
課税課	富田林市家屋図及び固定資産評価図修正業務	令和7年6月26日	カンゼ航測株式会社	令和7年6月27日　～　令和8年3月25日	7,524,000	1. 固定資産評価図(土地)等修正、地番図出力製本、地番現況図異動修正、路線価図修正、検証用路線価図作成、状況類似区分図作成 2. 家屋図異動修正、家屋図作成、家屋照合 3. 固定資産業務支援システム設定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、カンゼ航測株式会社が導入した固定資産税業務支援システムを運用して実施することから、業務概要にあるシステム設定は他社にて実施することが不可能なため。
課税課	富田林市定額減税不足額給付金事務業務	令和7年5月20日	キャリアリンク株式会社	令和7年5月21日　～　令和7年10月31日	25,296,700	令和6年度調整給付金は令和5年分所得情報から推計したことから、令和6年分所得税の確定により調整給付金支給額に不足が生じた者へ不足分を支給する。さらに令和6年度調整給付金時点では定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯にも該当しなかった者へ原則4万円を支給する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、令和7年3月19日に国からの通知により、事務処理基準日の目安を令和7年6月2日とすること、並びに令和7年11月30日までに支給決定を行うことが定められ、令和7年度のできるだけ早い段階で、事業の準備を進める必要が生じたため、令和6年度において本市の調整給付金事業を受注した実績があり、本市の事情に精通していることから、当該業務も実施可能と判断したため。
課税課	令和8年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	令和7年7月14日	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	令和7年7月15日　～　令和7年10月31日	2,520,540	令和8年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市域内及び近隣市町村地価に精通した不動産鑑定士を多数擁し、鑑定士間の情報交換や調整を図る体制を有しているため。
行政管理課	令和7年度　富田林市公用車管理等業務	令和7年4月1日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	3,679,163	公用車駐車場の監視、場内の清掃及び一元管理公用車等の管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。
行政管理課	市有財産売払い（喜志町二丁目）	令和7年6月30日	株式会社ノダ	令和7年6月30日　～　令和7年7月10日	597,500	同者から一体利用を目的として隣接する里道の公用廃止・売払いの申請があり、周辺地権者や所管である道路公園課も不要と判断したため、公用廃止を行い里道敷を売払うもの。なお売払い価格の決定に先立ち、不動産鑑定を実施し、時価よりも売却に有利な限定価格での価格査定を実施しています。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	里道敷は隣接地所有者のみが購入可能であり、同者以外は不要と判断している。また、不動産鑑定では随意契約を前提に時価より売却者にとって有利な価格で行われており、競争入札に適さないため、随意契約による売却が適切である。
収納管理課	財産調査ワンストップサービス（PiMS）利用契約	令和7年6月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	令和7年6月1日　～　令和8年3月31日	1,210,000	財産調査照会において、北日本コンピューターサービス（株）の「P i M S（L G－W A Nを介した電子照会サービス）」を利用することにより、照会業務の更なる効率化を図るもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本サービスはL G W A N－A S P上で提供され、滞納者の財産調査に関する預貯金等照会業務の中間処理を電子化し、業務負担の大幅な軽減と効率化が期待されます。北日本コンピューターサービス株式会社は特許取得済かつ唯一の提供者であるため。
収納管理課	市税等の口座振替データ伝送業務（長期継続契約）	令和7年5月23日	株式会社DACS	令和7年6月1日　～　令和10年5月31日	4,935,000	市税等の口座振替データ伝送に係る業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成24年10月から運用している口座振替データ伝送システムは、同社と当初より環境構築を行っており、かつ伝送業務を委託しています。口座振替データの形式は、独自のプログラム改修を行っており、引き続き口座振替データ伝送を円滑に実施するには、他社では業務処理が不可能であるため。
収納管理課	預貯金等取引照会の電子化業務	令和7年4月1日	株式会社DACS	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	2,168,540	行政機関と金融機関をつなぐ預貯金等取引照会電子サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	p i p i t L I N Qの開発業者である株式会社N T Tデータより取扱業者として関西では株式会社N T Tデータ関西と株式会社D A C Sの2社が指定されており、指定金融機関がりそな銀行である自治体には株式会社D A C Sが担当となっているため。
収納管理課	収納済通知書データ化等機械計算処理業務	令和7年4月1日	株式会社りそな銀行	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	5,991,372	収納済通知書を受領し、OCR処理及びデータパンチ処理を行い、消込データを作成する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
収納管理課	富田林市徴収金等コールセンター業務	令和7年4月18日	H A R V E Y株式会社	令和7年4月1日　～　令和7年6月30日	2,838,000	市税並びに国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生活つなぎ資金貸付金、学校園給食費、市営住宅使用料、保育料等における納付勧奨業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	長期継続契約の期間が令和6年9月で終了となり、指名競争入札を実施するも入札不調となり、令和7年3月末まで現契約業者と随意契約を行っていた。令和7年度の予算が議決されたのが同7年3月24日となり、4月から開始の競争入札には間に合わない。また、周知期間が短い場合、現業者が有利となる傾向があるため、同年7月からの長期契約までの期間を原契約業者のH A R V E Y株式会社と随意契約をするもの。
新庁舎整備推進室	富田林市新庁舎建設設計変更対応業務	令和7年5月15日	株式会社プラッツ設計	令和7年5月16日　～　令和9年3月31日	18,975,000	富田林市新庁舎建設工事に伴う設計変更対応業務　一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は施工段階において生じる設計変更について、技術的な検討を行った上で必要な設計図書等の作成を行う業務です。本来、元設計業務を履行した㈱佐藤総合計画・㈱YAP共同企業体への委託が望ましいが、技術者の確保が困難との理由で本業務の受注を辞退されたため、元設計業務の協力会社である㈱プラッツ設計であれば、設計意図を熟知しており、設計能力が高いため。
総務部	新庁舎総合管理業務仕様書等作成支援業務	令和7年4月25日	阪急コンストラクション・マネジメント株式会社	令和7年4月26日　～　令和7年12月28日	4,719,000	令和9年度（2027年8月予定）より仮使用を予定している新庁舎の新しい施設（設備）の維持管理手法については、現庁舎における手法（個別発注方式）とは異なる新しい手法（総合管理方式）の導入を予定しています。本業務は、新庁舎における効率的な庁舎管理の実現、業務水準の向上、市民サービスの向上が見込める総合管理業務の実施に向けて、専門的知見から業務支援をいただくことを目的に行うものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	新庁舎の総合管理業務の実施に向けて、専門的知見から業務支援をいただくことを目的に行います。阪急コンストラクション・マネジメント（株）は現在、本市の「新庁舎整備施工段階CM業務（I期）」を請け負っており、新庁舎の施設や設備に関する内容を熟知していることから、専門的知見での業務支援及び遂行能力が高く、かつ、施工段階の工事変更等にも迅速に対応可能であるため。

令和 7 年度随意契約一覧表【総務部】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
総務課	郵便料金計器導入に係る長期レンタル契約（長期継続契約）	令和7年5月23日	ピツニーボウズジャパン株式会社	令和7年6月18日　～　令和12年7月17日	4,686,000	郵便料金計器のリース業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	郵便差出及び郵送料金の集計をOA化することで、業務の効率化を図ることを目的とします。 また、日本郵便株式会社に登録のない料金計器では、郵便物の送達を行うことができません。さらに、日本郵便株式会社に登録があり、処理スピード、自動計量機能など、本市が求める仕様を満たす製品を製造、賃貸借を行っているのは同社のみであるため。
総務課	令和7～9年度市庁舎電話設備保守点検業務（長期継続契約）	令和7年6月30日	協和テクノロジズ株式会社	令和7年7月1日　～　令和9年4月30日	1,984,400	庁舎内に設置している電話交換機、局線中継台、内線電話機、通話録音装置及び付属機器等の電話に関する一切の機械設備を保守点検し、また、本市が要望する軽微な内線電話の変更等についても行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	電話設備の導入・保守事業者であり、機器の運用設定・接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能であるため。
総務課	令和7年国勢調査富田林市コールセンター業務	令和7年7月7日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年8月1日　～　令和7年10月24日	1,745,856	令和7年国勢調査における市民及び国勢調査員等からの電話での問い合わせに対して、円滑かつ的確に対応するために、コールセンターを設置するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。
総務課	すばるホール連絡便業務	令和7年4月1日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	1,263,240	市役所とすばるホール間の連絡便の配送業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。
総務課	谷川町防災倉庫および公用車駐車場整備工事監理業務	令和7年6月3日	株式会社SDIイドタセイイチャトリエ	令和7年6月4日　～　令和7年2月13日	1,100,000	「谷川町防災倉庫および公用車駐車場整備工事」に伴い実施される工事監理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	同社は、令和6年度「谷川町防災倉庫および公用車駐車場整備工事設計業務」を履行しており、設計内容を熟知し、経費の節減及び円滑かつ適切な工事監理ができるため。
総務課	令和7年度文書管理・電子決裁システム保守業務	令和7年4月1日	株式会社内田洋行　大阪支店	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	3,523,740	文書管理・電子決裁システム保守業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文書管理システム及び電子決裁システムは、同社が本市の業務内容に合わせて設計し、開発したもので、保守業務については同社のシステムエンジニア以外の者が行うことが事実上不可能なため。